

# おうむ



2011

12

# 中川原町長

## 町政執行への所信表明

11月28日(月)に開会された第7回町議会臨時会において、中川原町長が「郷土愛に燃え明るく豊かなまちづくり」を基本理念とした町政執行への所信を次のように表明しました。



平成23年第7回雄武町議会臨時会の開会にあたり、私の町政執行への所信を申し上げ、議員各位をはじめ、町民皆様のご理解を賜りたいと思います。

私は、先の町長選挙において、無投票により、当選の栄に浴させていただき、町長という重責を担ったところでありますが、かつて経験のない孤独感のなかで、その責任の重さを、ひしひしと感じているところです。

私の町政執行に対する基本的姿勢は、町の憲法である「町民憲章」制定の精神に立ち返って、町政運営の推進を図ることでありま

す。雄武町を理想郷とするために、「町づくり、人づく

りの理念として、町政推進の指標とする」と「町民の活力を育む規範として日々の生活の道標とする」の二つを理念の原則とし、郷土雄武町に相応する理想像を現存化するため、「自然愛好・歴史尊重・経済安定・福祉増進・文化興隆」を柱とした、昭和46年制定の町民憲章は、40年を経た今日でも色あせることなく、現代でも立派に通用する「町の憲法」であります。

特に、柱として掲げられた五つの課題は、現代における行政課題でもあることから、40年前、既に将来の行政課題をも的確に捉え、確固たる見識と英知をもって、町民憲章を策定された先人に、畏敬の念を抱くものであります。

しかし、町民憲章は、昭和60年代以降、行政において、なおざりにされて来た感があります。

私は、町民憲章を今一度見つめなおし、これが制定時に掲げた雄武町建設の理想実現の精神に立ち返って、「郷土愛に燃え 明るく豊かなまちづくり」を基本理念として、町民憲章に謳われている、町民一人ひとりが幸せになるための指針である、「町民の五つの誓い」の理想実現のための政策の具現化に、全精力を傾注してまいりますとともに、町民憲章は雄武町が将来にわたって存続する限り、永遠に掲げられているものであり、これを子々孫々に伝えていくために、一過性ではなく、静かな中にも継続的で安定した町民運動を展開して、町民皆さんに「町民憲章」の普及定着を図ってまいります。

また、私は「町民の五つの誓い」の理想実現のための政策の具現化と併せて、次の四つのまちづくりを町民皆さんと共に考えてまいります。

### 一「愛町心のもてる」まちづくり

今一度雄武町が有する資源、海・山・人を見つめなおし、わが町の良さを再発見することによって、わが町をさらに愛し、地域力を最大限に引き出すための、まちづくりを町民皆さんと共に考えてまいります。

### 一「つながる」まちづくり

町民の皆さんそれぞれが、住んでいる地域に根をはり、家族、自治会、職域といった、人間本来のコミュニティを大切にするこ

とで生きがいを感じ、また、現実的となった超高齢化社会にあつて、高齢者の皆さんが安心して暮らせる仕組みづくりを確立するとともに、高齢者が生きがいと夢をもてるまちづくりを、町民皆さんと共に考えてまいります。

### 一「そだてる」まちづくり

雄武町を今日の姿に築き上げてこられた先人に対して、敬意を払うとともに、すばらしい自然環境のもとで、伸びやかな子育て、子育てのための環境づくりを推進してまいります。

昭和46年3月19日制定

### ○雄武町民憲章

=町民の誓い=

雄武町民わたしたちは、オホーツクのきびしい自然を生かし、父祖・先人の労苦を感謝しながら、郷土愛にみちた町づくりと、ひとりひとりのしあわせのため、——すこやかに、なごやかに、まめやかに——励まし合い、希望と自信をもって、生きがいある生活につとめ、たしかな未来につながる信条をかかげて、朝夕守りとおすことを誓い合います。

#### ◆自然を生かし住みよい環境をつくりま

す。自然を大切にし、親しむ。・公害をつくらない。・文化財を大切にす

#### ◆きまりを守り明るい社会をつくりま

す。すべての時間を守る。・公共物を大切にし利用する。・公安道徳を守る。・郷土行事を大切にす

#### ◆ともに助け合い楽しい職場をつくりま

す。産業、経済の発展をはかる。・防災につとめる。・職業技術を高める。・奉仕活動をすすめる。

#### ◆元気に働き豊かな家庭をつくりま

す。健康増進をはかる。・貯蓄心を高める。・勤労意欲を高める。・くらしの工夫をする。

#### ◆希望に生きたくましい雄武町民となります。

子供、老人の福祉をすすめる。・文化、体育事業をさかんにする。・町政の理解を深める。・近隣町村との交流をさかんにする。